

Q8. 各種変更届に関すること

Q1. 転居をしたのでどうすればよいですか。

- A1. 「氏名等変更届」及び「住民票謄本（前住所と現住所が掲載されたもの、発行日より 3 ヶ月以内のもの、世帯全員と記載のあるもの）」を届け出てください（氏名等変更届の届出方法については、茨城県社協 HP に掲載しております。あわせて届出様式もダウンロードできます。）。

県内への転居の場合には、お住いの市町村社協に送付してください。

県外への転居の場合には、茨城県社協に直接送付してください。

県内の市町村社協の所在地については、茨城県社協 HP に掲載しておりますので、ご確認ください。

※お手元の封筒を利用される方で茨城県社協に送付される方は、住所「茨城県水戸市千波町 1918 番地」、郵便番号「310-8586」、宛先「茨城県社会福祉協議会生活支援部 行」と記入し送付してください。

Q2. 改姓したらどのような手続きが必要ですか。

- A2. 「氏名等変更届」及び「戸籍謄本（新しい姓が掲載されたもの、発行日より 3 ヶ月以内のもの、世帯全員と記載のあるもの）」をお住いの市町村社協に送付してください（氏名等変更届の届出方法については、茨城県社協 HP に掲載しております。あわせて届出様式もダウンロードできます。）。県内の市町村社協の所在地については、茨城県社協 HP に掲載しておりますので、ご確認ください。